

社会福祉法人あすか福祉会寄附規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あすか福祉会（以下「法人」という。）が受け入れる寄附に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（取扱い）

第2条 寄附の取扱いについては、次に定めるとおりとする。

（1） 寄附は、次に掲げるものとする。

ア 現金その他の金銭（以下「寄附金」という。）

イ 土地その他の不動産及び財産権等の権利（以下「不動産等」という。）

ウ 物品（エに掲げるものを除く。）、器具その他の動産（以下「動産」という。）

エ 飲食物その他の物品であって、即日消費されるもの

（2） 寄附金は、法人の高い公益性及び非営利性を鑑み、これらを担保しつつ法人が自律的に適正な運営を行い、かつ、社会の要請に応えることができるためのものでなければならない。

（3） 業者からの寄附については、当該業者との取引に関し便宜を図ることにより疑惑を招くことのないよう、契約に関する経理規程その他の定めに従い、当該業者との契約の手続きの適正化及び透明性の確保を図るものとする。

（申出）

第3条 寄附をしようとする団体又は個人（以下「寄附者」という。）は、寄附申込書により法人に申し出なければならない。ただし、寄附申込書を提出することができないやむを得ない事由があると認められる場合には、口頭その他の方法により申し出ることができるものとする。

（受入）

第4条 法人の理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申し出（以下「寄附申出」という。）があったときには、当該寄附申出に係る寄附について、その意志、目的等を確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認の結果、当該寄附が第2条各号に該当するものであると認められたときには、当該寄附を受け入れるものとし、当該寄附の内容が次の各号のいずれかに該当するときには、当該寄附申出を辞退するものとする。

（1） 寄附者が反社会勢力又はこれと関係していると認められ、若しくは推察されるとき。

（2） 便宜供与、反対給付等を期待していることが明らかな寄附申出であるとき。

（3） 次に掲げる条件が付されている寄附申出であるとき。

ア 寄附者が寄附に係る監査を行うこと。

イ 寄附の受入れ後において、寄附者が当該寄附の全部又は一部を取り消すことができるとき。

ウ 寄附者に無償で寄附を譲渡させ、又は使用させること。

エ 理事長が法人の運営上支障があると認める条件

（4） 法人の社会的職責に照らして不適切であると認められる寄附申出であるとき。

3 理事長は、前項の規定により寄附を受け入れたときには、当該寄附の寄附者に対し、寄附金にあつては領収書を、不動産等及び動産にあつては受領書をそれぞれ交付するものとする。

4 理事長は、前条ただし書の規定に基づく寄附があったときには、法人の職員に当該寄附の内容を確認させるものとする。この場合において、当該寄附を受け入れることを決定したときには、当該寄附の内容について、当該職員が寄附申込書を作成するも

のとする。

5 理事長は、第3項の規定により領収書又は受領書を交付したときには、当該領収書又は受領書の控えを保存するものとする。

(種類等)

第5条 寄附の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般寄附(寄附者が使途、活用等(以下「使途等」という。)を特定しない寄附であって、法人の運営費に使用するものをいう。以下同じ。)

(2) 特定寄附(寄附者が使途等を特定した寄附であって、当該使途等に使用しなければならないものをいう。以下同じ。)

(経理)

第6条 理事長は、第4条の規定により受け入れた寄附(以下「受入寄附」という。)について、寄附申込書に記載された寄附目的に応じて経理処理しなければならない。

2 理事長は、受入寄附について、寄附台帳により整理するものとする。

3 理事長は、受入寄附について、次の各号に掲げるものに応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより処理しなければならない。

(1) 寄附金 当該寄附金の受入状況、使途等に関し適切に管理するものとする。

(2) 不動産等 当該不動産等に関する権利関係を明らかにするとともに、当該不動産等に係る所有権移転登記その他の必要な登記又は登録の手続きを行った後、当該不動産等を資産として計上するものとする。

(3) 動産 当該動産が固定資産に該当する場合に限り、当該動産を受け入れた時点の時価をもって固定資産台帳に登載するものとする。

(使途等)

第7条 受入寄附の使途等については、次の各号に掲げるものに応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 寄附金 当該寄附金に係る寄附の目的に応じた使途等に充当するものとする。ただし、当該目的が明確でない場合にあつては、経常経費寄附金収入として計上するとともに、寄附金の使途等として適正な支出に充当するものとする。

(2) 不動産等 理事会の承認を得て、その活用を図るものとする。

(3) 動産 当該動産に係る寄附の目的に応じた用途に活用するものとする。

(公表)

第8条 理事長は、受入寄附の使途等について、施設だより、ホームページ等により公表するように努めなければならない。

2 理事長は、この規程をホームページ等により公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、理事会の決議を得なければならない。

(委任)

第10条 次に掲げる様式については、理事長が別に定める。

(1) 寄附申込書

(2) 領収書

(3) 受領書

(4) 寄附台帳

2 この規程に定めるもののほか、寄附に関し必要な事項については、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。